

○雲仙市総合計画等審議会条例

平成17年10月11日

条例第21号

改正 平成18年6月28日条例第40号

平成20年3月21日条例第13号

平成27年6月30日条例第10号

平成27年12月25日条例第17号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、雲仙市総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、その結果について市長に答申するものとする。

(1) 市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びその基本構想を実現するための基本計画(第3号において「総合計画」という。)に関すること。

(2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定による雲仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において「総合戦略」という。)に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画及び総合戦略に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内の公共的団体の役員又は職員

(3) 公募による者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第2号に掲げる委員にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事項を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則 (平成18年6月28日条例第40号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日条例第13号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日条例第17号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。